

社会教育における人権教育推進のための重点

1 鳥取県がめざす人権教育 ～「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」～ (平成29年3月公表)

人権のための教育（豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成）
[人権教育がめざすもの] ○本来持っている能力を發揮し、自己実現を図る
○人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
○多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

人権としての教育	人権についての教育	人権が尊重される教育
生涯にわたり、すべての人が等しく教育を保障される	人権や人権問題について学ぶ	人権が大切にされた環境で学ぶ

【参考】
○本県の人権教育の基本的考え方の継承
・同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
・国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する
○より一層の対応が求められている問題（近年顕在化した問題）への対応
・「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等
・北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災等の災害の被災者に関する問題、アイヌの人々、個人情報保護、職場における人権問題、ひきこもりの状態にある人の人権にかかわる現状と課題

2 本年度の重点

(1) 普遍的な視点と個別的な視点との往還

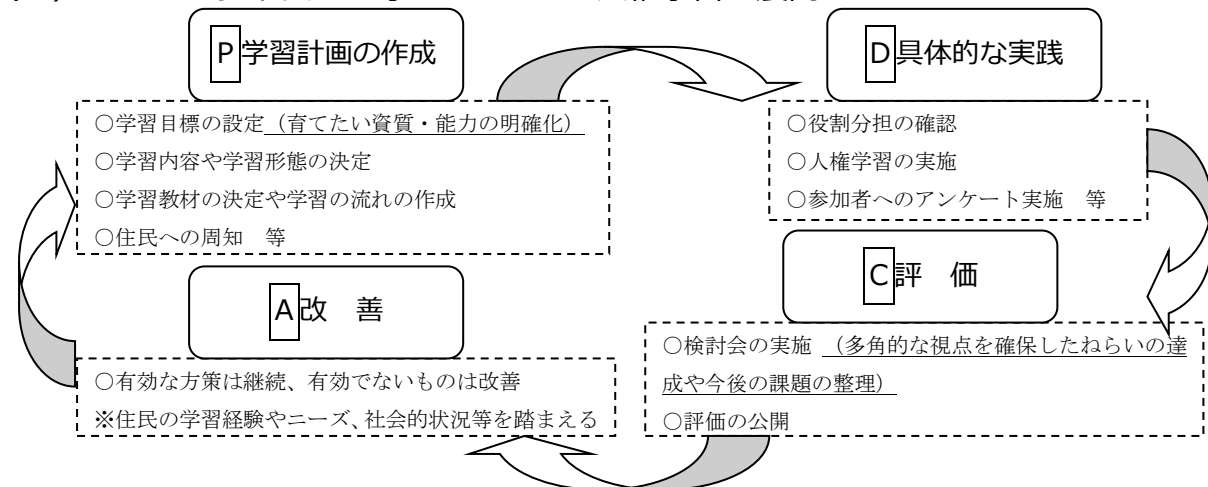
普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチと個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチとの往還による人権学習を推進することで、「人権」についての理解や「権利」についての認識を深めるとともに、獲得した「人権」という共通の基準をもとに生活の中にある具体的な問題の発見やその解決につながる学びを重視する。

(2) 「参加型」学習の重視

「参加型」学習を積極的に推進することで課題解決を方向付け、学習者が人権尊重の社会づくりの担い手として地域社会に参画することを促す。

3 地域における人権教育の充実に向けて

(1) P D C A サイクルの考えに基づいた人権学習の展開



(2) 人権教育の推進に向けた支援

- ◇市町村人権教育合同研究協議会の開催
- ◇小地域懇談会等の住民学習の充実に向けた学習プログラムの提供等
- ◇情報提供・交換の機会提供等